

現場代理人の常駐義務緩和措置に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市建設工事請負契約約款第10条第3項の規定による現場代理人について工事現場における常駐を要しない場合についての取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 次の各号のいずれにも該当する工事においては、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととし、他の工事の現場代理人を兼任することを認めるものとする。

- (1) 兼任する工事の場所が前橋市内であること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。
- (2) 兼任する工事の当初の請負代金額の合計が4,500万円未満（建築一式工事にあっては9,000万円未満）であること。
- (3) 一方の工事が他の機関の発注する工事である場合は、兼任について当該発注者の承認を得ていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、兼任を認めないものとする。

- (1) 設計図書（仕様書又は現場説明書）に現場代理人の兼任を認めない旨の記載がある場合
- (2) 調査基準価格を下回る価格により落札し契約された場合
- (3) 兼任の届出をする工事の請負契約を締結した年度を含む過去2年度間において、工事成績評定に65点未満がある場合

3 直近で優良建設業者表彰を受けた者又は優良建設業者奨励賞を受けた者について、第1項の規定を適用する場合においては、同項第2号中「兼任する工事の当初の請負代金額の合計」とあるのは、「兼任する双方の工事の当初の請負代金額」と読替えるものとする。

4 緊急工事及び大規模災害復旧工事は、前3項の規定にかかわらず、工事現場における常駐を要しないこととする。

(兼任を認める工事の件数等)

第3条 兼任を認める工事の件数は、現場代理人1人につき2件までとする。

2 兼任を認められた現場代理人は、作業が行われている工事現場のどちらかに常駐しなければならない。

3 近接工事として現場代理人を兼任している複数の工事については、1件の工

事と見なす。この場合における請負代金額は、兼任する工事の当初の請負代金額の合計額とする。

(兼任の手続き等)

第4条 受注者は、現場代理人を兼任させようとするときは、現場代理人兼任届出書(様式第1号)を提出することにより手続きを行うものとする。当該届出書の提出部数は、2部とする。

(受注者の義務)

第5条 第2条から前条までの規定は、現場代理人が兼任する工事現場のうち、常駐していない工事現場においても、当該工事における受注者が負うべき義務を免除するものではない。

附 則

本要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。

附 則

本要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成28年6月1日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。

附 則

本要領は、平成28年10月24日から施行し、平成28年11月1日以降に入札を実施し同日以降に契約する工事請負契約について適用する。

附 則

本要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和5年1月1日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。

附 則

本要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和7年2月1日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。

附 則

本要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

現場代理人兼任届出書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地
受注者 商号又は名称
代表者の氏名

工事現場の運営、取り締まりの他、工事の施工(安全管理、工程管理等)及び契約関係事務や、発注者との連絡に支障が生じると判断された場合、兼任の解除を指示されても異議ありません。

件名	
履行場所	
履行期間	年 月 日 から 年 月 日まで
当初の請負代金額	
工事担当課	

上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人と兼任し、現場に常駐できないため届出します。

現場代理人	氏名	
	緊急時の連絡先	
件名	発注団体名	前橋市
履行場所		
履行期間	年 月 日 から	年 月 日まで
当初の請負代金額		
工事担当課		
監督員氏名		

発行責任者及び担当者

- ・発行責任者 (電話番号)
- ・担当者 (電話番号)

注1 現場代理人の常駐緩和を認めるのは、他の工事の現場代理人になる場合に限りです。

注2 兼任する工事が複数となる場合は、別紙にて提出すること。